

建築請負業

大阪府下池田町二百四十四番屋敷

越正事 八尾竹次郎

營業擔任

八尾常次郎

電話貳百拾貳番

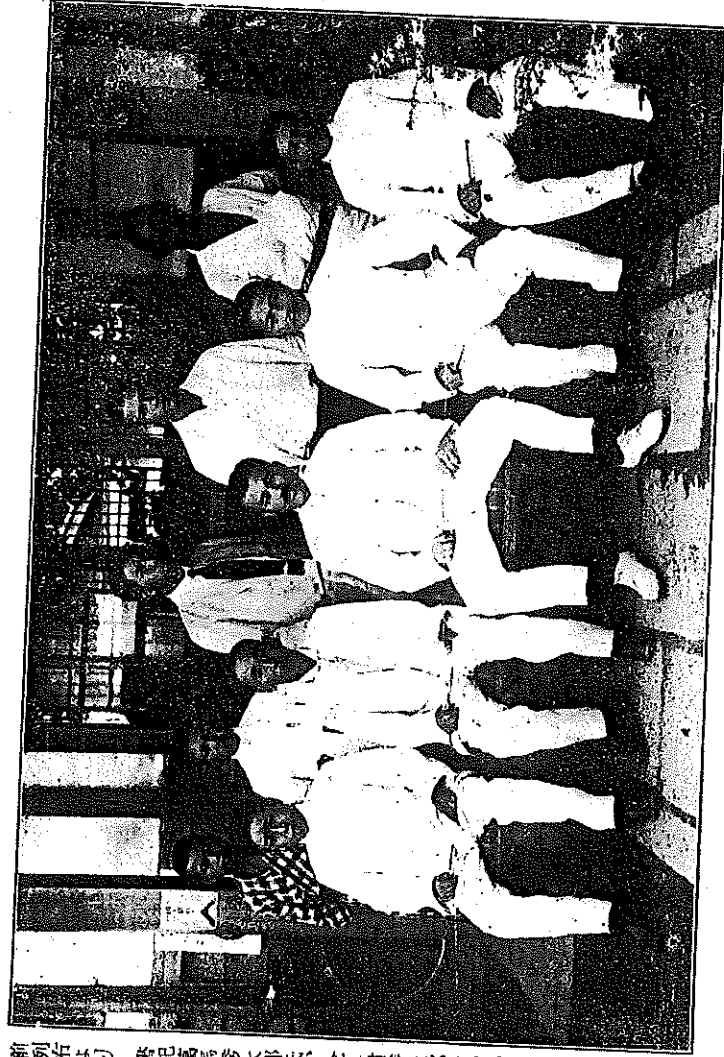
川 兵

邊 庫

郡 縣

川西村勢

川西村役場吏員



前列右より 書記葛馬秀太郎氏、全木村勝太郎氏、村長松榮清三氏
後列右より 収入役中野重治郎氏、書記山田定治郎氏
使丁入江榮吉氏、書記尾林藤太郎氏、全高木英治氏、書記補
岡上寛治氏、給仕西田兵吾氏

大阪府細河村青年會

補習教育ノ施設其ノ宜
シキヲ得成績見ルヘキ
モノアリ仍テ其ノ賞ト
シテ金參拾五圓ヲ交付ス



明治三十四年三月七日

大阪府教育委員小堀英郎

細河村青年會揭場



細河村吉田圖書室



(上) 郷社細河神社……吉田にあり



(下) 新宅橋以北の商都



細河常高小學校教員靜山氏同一

表彰狀

參覽年間の大阪府豊能郡細河村
租税ハ國家財政ノ最大源泉ニシテ納税ハ
國民ノ最大義務ナリ故ニ納税成績ノ良否
ハ國運ノ消長ニ關スルコト大ナリ
貴村ハ比年納税ノ成績佳良ニシテ殊ニ閭
村耆ヲ一人ノ滞納者ヲ見ヌ是レ固ヨリ納
税者力共ノ義務ヲ尊重スルニ依ルヘシト
雖ホ以テ村當局者ノ獎勵共宜キヲ得ナ
ルノ結果ナラズムハナラズ洵ニ他ノ模範
トスルニ足ル
依テ本官ハ茲ニ感謝ノ意ヲ表シ納税成績
ノ優良ナルヲ褒表ス來歲ハ此ノ美風ヲ
永遠ニ持續セラレムコトヲ
大正四年一月十一日
大阪府豊能郡長佐藤啓三郎

表彰狀

一青銅製花瓶壹個 細河村
協同總睦相率キ村治振興ヲ圖リ
青年教育報德主義鼓吹等風教改
善ノ實績見ルヘキモノナリ其他事務整理
納税成績等逐年向上績ヲ示セリ仍テ
本郡町村表彰規程ニ據リ頭書ノ通
賞與ス自今一層奮勵相勵力シ
以テ大成ヲ期スヘシ

大正八年三月三十一日

大阪府豊能郡長佐藤啓三郎

〔 錄 附 〕 勢村河細郡能豊



大正八年八月に於ては行たれ
陸軍特別大演習に聖上陛下の御臨幸



獻上品
細河村



細河村 長村 澤田太兵衛

村長澤田太兵衛氏は本郡箕面村大字新稻北藤右衛門氏の末子に生れ、明治廿二年本村大字新宅澤田家に入て其姓を襲ふ。賦性温厚にして誠實、明敏の素に配する英才の質を以てし、内に家業材木商を営み頗る理財の技に長ぜり。其外柔にして内剛、最も熱烈なる信念に富めるは夙に佛門に歸依して修得したる第二の天性云ふべきか。明治四十三年五月舉げられて村會議員と爲り兼ねるに新宅區長を以てす。大正三年二月衆望は推して氏を村長とし七年更に再選重任して今日に及べるが、將に歴代村長中の名村長を以て稱はれ治績顯揚、府下有数の模範村を以て自他共に容認され、其表彰を受けるの數次に及べるも一に氏の統裁兼御、其宜しきを得たるの功に歸せざるべからず。今や村内に於る文化的事業は蔚然繁瀾として興り、經濟的施設また大に完備して民心の陶冶、生財の培養共に洵に其の善美の極致を以てし、一郷僻陸して村力外に展びんをみるを見るに至れるは實に本村民の幸福たるのみならず又以て村長澤田氏の欣快とする處なるべし。氏尙春秋に富む、金々以て自治の整善に努め其大成を期せんとするの前途たるや矚目せざるべからざるなり。



師相高司國



門樓寺安久

眞言宗久安寺住職少僧正國司高相師は現代地方宗界稀に見るの名僧智識たるのみならず社會教育家として、

後襲子弟の薫陶、民風作興の指導に任じ功績淺からずして徳望頗に高し。明治六年五月十三日を以て長州藩士贈正四位國司信濃の同族にして池田町に住みし國司市太郎氏の長男に生れ先考の遺言に依り八年長州系の住職たる久安寺に入り門主兼弘照興師に従ひて得度し十九年高野山金剛峰寺座主獅岳快猛大僧正に従ひ傳法灌頂の壇に入り廿四年岡山縣眞言宗中學林本科を卒業廿六年師跡久安寺を重し今日に及ぶ。堂宇を營繕し維持財産の増殖を圖り善慶寺の遷轉復興を修し克く宗務に努め更に圖書館を設立し青年同志會、眞美善會、婦人會等を組織し或は大坂府青年團研究調査委員、豊能郡青年會理事、細河村學務委員等各種名譽職、諸公共團體幹部の任に就きて鋭意盡心し寧日なし。されば曩に文部大臣より教育勸励狀を授けられて選擧されたる

一樋利右衛門氏

氏は本村字中川原に生る。播磨源氏の舊臣にして其の祖先は多田源公に依り細河郷の久安寺領たりし時代に於いて御給仕として領主に代り鄉村統率の役務に當りし名族なり。世々瑞松園と號し植木商を業とし古來より名高き當地植木業者間の代表的權威を以て知られ家連日に隆昌に赴くを見る。資性温厚にして誠實、夙に公共心に厚く克く公事に奔走して信望あり大正八年舉けられて郡會議員となり齊整の間に重きを爲して郡治の爲めに盡す處淺からず、更に本年五月村會議員に當選し郷黨の爲めに勵精して殆ど温席の暇なし。年齒不惑を越ゆる五歳、世俗に所謂男盛りの年輩にして其の前途たるや層一層矚目せざるべからず。

下村小兵衛氏

氏の家は有名なる木部牡丹の鼻祖として世人呼んで牡丹屋と稱し連綿今日に至るも尙其の盛名顯然たる斯業者間の權威者なり。元祿年間氏の祖下村玄仙氏は牡丹の移植栽培に通弊ありて至難なるを慨し初めて實時きをなし且接木を四季に分ちて試みる事十餘年苦心辛酸を嘗めて遂に成功し異常なる好成績を得、爾來之れが増殖し實生變化の法を講じ併せて斯法を同業者に傳授す。是れ木部牡丹の聲價を博せし源流にして顧客識士の歡賞して措かざるも故ありとすべし。當主小兵衛氏は古く家業を傳繼して更に家名の顯揚に努め家連日に繁榮せり。本年五月村會議員に舉けられて村治の爲に盡し令名高し。年齒不惑を越ゆる三歳なり。

細河村

第一總說

豐能郡細河村に郡の中部に位し東西三十一丁、南北一里十二丁にして其の面積二、一四〇里強。東は秦野村及び箕面村に境し、西は猪名川を隔て兵庫縣川邊郡川西村に、南は池田町に、北は止々呂美村に各隣接す。山岳東北西南を圍み地形は不正長方形を爲し往古より細河谷の稱あり。餘野川は餘野街道に並びて本村中央を南北に貫流して猪名川に入り灌漑の便あり、地味概ね肥沃にして農耕に適す。伏尾、東山、吉田、中川原、木部、古江の六大字より成り、戸數四百六十三戸、人口三千七十三人。住民の六割は農業を營むも南端大字木部の一部分は、本郡北部各村並に兵庫縣川邊郡北部の咽喉に當り人家稠密、池田町の商戸に聯接し物資集散の地にして商業殷盛なり。民俗醇厚にして勤勞を尊び大字古江の一部に細民部落あるも概して牛馬に於て貧富の懸隔甚だしからず、全村細睦相率ひて村治の振興に、風教の改善に努力する所鮮かならず、是を以て逐年向上の績を示し治政大に顯揚して今や府下有數の模範村たる名實を有するに至れり。

第二 村治機關及議會

●村吏員 村長澤田太兵衛、助役森寛、收入役松添菊三郎、庶務係上野山五郎、戸籍係山脇義空、兵事係

三木洪岳、社會課囑託伊藤滿藏▲區長 伏尾大石治三郎、東山南政治郎、吉田藪内熊治郎、中川原北野駒太郎、北古江谷口安右衛門、古江井關平兵衛、木部下村嘉二郎、新宅大西惣次郎、外に區長代理者八人▲學務委員 山本靜、國司嵩相、山脇義空、山本幾太郎、黒田文太郎、井關儀忠、下村惣七郎、能勢岩吉▲農事督勵委員兼米穀検査委員 山脇治右衛門町村制施行以來村長を代ふる事九人、助役の更迭十人、收入役の交迭五人にして現村長澤田太兵衛氏は大正三年二月を以て就職し七年再選勤續今日に及び、助役森寛氏は現在村會議員の職を兼ね本年春助役となりたるものにして忠實村長を輔佐して令名あり、收入役松添菊三郎氏は明治三十九年三月以來の勤續者にして職務に精勵し村民の信頼頗る厚し。如上の吏員等皆克く和合して村長を助け以て一村和樂の基を築けるの功は其の府下の模範村たる實證に依りて明かなる處なるべし。

●村會議員 南三左衛門、星野彌吉、山本幾太郎、一掃利右衛門、森寛、下村小兵衛、岡本由兵衛、今仲政雄、木田藤清松、岡本新太郎、村岡清三郎、井關儀忠。

●議會及有權者 公民數四百二十名、郡會議員定員一名、村會議員定員十二名にして各選舉有權者數は郡百四十九名、府會百四十九名、衆議員八十六名なり。

第三土地

本村の總面積は四百八十八町二反にして内宅地五萬四千六百五十七坪、田百九町二反、畑三十六町七反、山林原野三百二十四町一反なり。更に此の内村有土地は學校敷地千百七十二坪（建物三百四十二坪）役場敷地三十坪（建物三百四十二坪）寺院敷地二百十坪（建物二百十坪）駐在所敷地十七坪（建物同じ）溜池一町三反、墓地八反七畝、山林七反七畝にして次に左記「土地内外所有權別」を見れば土地に對する本村民の民力程度の一斑を窺ひ知るを得べし。

種別	本村民ノ他市町村ニ於テ所有		他市町村ノ本村民ニ於テ所有	
	反別	地價	反別	地價
田	三三反五〇二	一四、九六九圓	二兩反八八	六八三六圓
畑	三四、〇三三	一九八	八、三三三	一、〇六三
宅地	八、四三二	六二六〇	八、一六五	四、八四七
山林原野	三三、二二六	四六〇	六七三、二四	七〇一
其他	二、五七	一七〇		
計	四二、五〇六	二、五二〇	八七三、七〇四	一三、四四四

第四 戸數及人口

現在戸數四百六十三戸にして人口は男一千五百六十一人、女一千五百十二人、計三千七十三人なり。其の他

に於ける戸口別左の如し。

區別	戸數	計		出生	死亡
		男	女	入寄留	出寄留
本籍	四八、一三七	二、五六六	二、四八六		
非本籍	一五、一五三	一、二七六	一、二七六		
計	六三、二九〇	三、八四二	三、七六二		

區別	戸數	計		婚姻	離婚
		男	女		
本籍	一、二七六	一、二七六	一、二七六		
非本籍	一、二七六	一、二七六	一、二七六		
計	二、五五二	二、五五二	二、五五二		

第五 教育

●小學校 尋常小學校は大字中川原に在り、明治四十二年の建築に係り大正五年工費三千五百圓を投じて増築を加へ現在校地千百七十二坪。校舍總建坪三百四十坪五合、普通教室八、特別教室一を有し校庭六百三

十六坪を運動場に使せり。現在生徒數其の他左の如し。

尋常 高等 計學齡兒 就學 本籍兒 就學歩合 出席歩合 平均一人 學費 學級

男	女	計	學齡兒	就學	本籍兒	就學歩合	出席歩合	平均一人	學費	學級
三元	一七	二四	二七	二六	二六	九六・六〇	九四・七〇	二二圓二九	一三・二六	尋常科七學級
一七	三七	二四	二六	二五	二五	九六・四〇	八八・二五	一三・二六	一三・二六	高等科二學級

毎月十七日定例學務委員會を開催して學事に關する庶般の協議を爲し又出席常ならざる兒童を調査し各擔任區域の家庭を訪問して出席を督促せり。現在職員は左の諸氏。

校長山本靜、訓導(以下同じ)山本司正信、渡嘉敷雅義、松本初實、森本綠、西島譽之進、城戸俊二、國

司精相、富永喜十郎、正井滋、木原のぶ、村上トヨ、刺繡教員生澤彦太郎、茶花教員中村ダイ

裁縫學校 明治四十四年四月一日の創立にして小學校に附屬せり。經費年額八百七圓、在籍生徒四十二人

修身、國語、算術、體操、家事、裁縫を科し隨意科として挿花花湯を授く。

●實業補習學校 新令によりて本年四月の創立に係り現在生徒八十名、校長は伊藤滿藏氏。

●民育 民育は澤田村長並に國司久安寺任職の熱心畫策せる所にして特に和協會支部幹部並に小學校教員等

を合せ常に指導を怠らざる處なるが、其の結果今や本村の民育施設は非常に發達し全村蟬蛻相率ひて村治の

振興を期せんとするの風を極度に勵致して理想的を以て稱せられ居り、其の郡内の模範村にして曩に郡の表彰に與りたる所以のもの一に是れあるが爲めなりと稱せられるに至れり。今其の施設の概況を摘記すれば左の如し。

(イ) 國司圖書館 國司圖書館は大字伏尾久安寺内に在り、住職國司景高師の經營せるものにして其の沿革は頗る古し。乃其の起原は明治二十七八年戰役に際し戰勝の基因は皇室中心教育の普及並に帝國主義なる宗教の發達に多大の關係ありとなし民衆教育の普及向上を補翼すべく國司教育部なるものを設置して時々幻燈訓會、話青年餘暇學會、教育品展覽會等を開催し又は簡易圖書庶物標本類を蒐集し青年學童の閱覽に供したるにありて、明治三十一年十月三十日圖書室と稱し之れを開放公衆の閱覽に供すると同時に村内婦女子等へ圖書回覽を獎勵し四十一年十二月二十一日郡教育會主催教育品展覽會へ揭示訓示教育材料等を出陳しに際し該教育會より國司圖書館を命名せられ現館名を公稱するに至る。和漢の書籍約二千冊、洋書約二百冊を蔵し毎週二日開館して閱覽を許せり。只恨むらくは位置僻在し一般閱覽者の不便尠なからざるを以て大正三年十月三十日細河村小學校及び四年十月十五日郡教育會等へ文庫を寄託し且新刊書籍を増補して閱覽の便を圖るに至れり尙同館附設事業として明治三十七年十月三十日揭示訓育を開始し新聞紙上に於ける忠臣孝子

節婦義僕等の善行記事切抜き所謂國體の精華を蒐集し、三十八年一月三日廣義善會を附設して貞節を經し佛道を締し之を奉體遵守して良心の本領を發揮すべき徳行者を充實するの目的に依り郷賢祭を執行し善友特待式を舉行し以て臣民道德の健全なる發達を奨勵し、大正四年十月十五日精華殿を建設して古今忠臣良民の肖像美德錄等を保存し其の他時々聖賢紀念講演會を開催し又は公衆へ教化上裨益ある印刷物を配付する等の事業を施設し以て圖書館設立の目的たる臣民教育の普及向上を補翼しつゝ今日に及べり。

(ロ) 細河文庫 細河文庫は青年會吉田支部の附屬にして明治四十四年六月の開館に保り和漢の書籍二千四百冊洋書百數十冊を蔵す。本文庫は本村の出身にして大阪市に居住せる貿易業者小西平兵衛氏の篤志寄附金に保るものにして毎年新刊書籍を増補しつゝあり。

(ハ) 報徳會 大正三年鹿兒島縣鹿兒島市の人花田仲之助氏を招聘し報徳會の職目を聞き次で翌年三月再び同氏を聘して組織相談會を開けり。之れ本會設立の濫觴にして本會は各部落毎に之れを設け何れも隔月一回之れを開催す、大字伏尾及び東山には別に婦人部の設けあり、現在實行項目は左記の七箇條にして會員四百六十餘名は必ず之れが履行に務めて其の實績を顯すべき事とし以て漸次弊風を釐革せん事を期せり。

(ニ) 他行の際は家族に必ず行先を告げ置くこと (三) 役場其の他公共團體より配付する印刷物並に徴税令書の類は毎年役場より配付を受ける處の便覽袋に入れ散逸を防ぐこと (四) 村内に於ては巻煙草を使用せざることを毎年役場より配付を受ける處の便覽袋に入れ散逸を防ぐこと (五) 家庭に在りては神社佛閣會葬年回法事等に参拜の節祝祠若くは讀經の際は私語雜談を慎むこと (六) 公私の集會に約束の時刻を違へずは家族に向ひ出ては他人に對し言語を慎み親切丁寧を旨とすること (七) 公私の集會に約束の時刻を違へずは家族に向ひ出ては他人に對し言語を慎み親切丁寧を旨とすること (八) 公私の集會に約束の時刻を違へずは家族に向ひ出ては他人に對し言語を慎み親切丁寧を旨とすること (九) 公私の集會に約束の時刻を違へずは家族に向ひ出ては他人に對し言語を慎み親切丁寧を旨とすること (十) 公私の集會に約束の時刻を違へずは家族に向ひ出ては他人に對し言語を慎み親切丁寧を旨とすること

(ホ) 和協會支部 豊能郡和協會細河村支部の事業概目は (一) 隨時通俗講話會を開催し (二) 青年會の指導改善に助力し (三) 婦人會を組織し寺院中心となりて指導をなし (四) 地方改善上必要の事業を企畫し其の實行を期する事の四項にして着々實行を進めつゝあり會員四百名。尙本村民中學館以上の者死亡せし時は和協會支部の會員擯じて會葬するの例なるが風教上人心に及ぼせる影響甚大なるものあり

(ヘ) 勤儉貯蓄組合 大正三年の創立にして各大字に在り、組合加入戸數約四百戸に達し毎月二戸に付十錢以上一圓以下を貯蓄し區長其の事務を管理せり。本組合の目的とする所は勤儉貯蓄の思想を以て馳緩せしめざるに在りて敢て貯蓄額の多きにあらざる實穩健の思想を其の美德の養成に存するものなり。

(五) 教育會 明治三十二年の設立にして向學心の普及向上を圖るを以て目的とし毎年一回總會を開きて事

業組合報告を爲し通俗教育講話會を催せり。

● 其の他の施設 小學校に於ては毎年父兄母姊會を開く外各部落報德會のある時は必ず臨席して學校教育の状況を講話し各自の了解を求めて家庭との聯絡を圖りつゝあり。又長老敬重の徳性を涵養せんが爲め明治四十三年敬老會を起し隔年一回七十歳以上の高齢者を招待して茶菓を饗し物品を贈りて慰藉し來りしが正六年より毎年之を行へり。更に大正八年九月名譽職員、小學校職員、和協會幹部等村内有力者を會して民力涵養に關する八項の實施要目を協定し今や専ら其の宣傳中にあり。

● 青年會 明治四十三年郡青年會。組織と同時に從來各大字毎に分立せる青年團を統一して村青年會を組織し、村内を八部落に分ちて各支部を置く。會員は義務教育を修了し年齢満二十五歳迄の者を標準にす。雖も或は小學校卒業後結婚迄し或は小學校卒業後年齢満三十歳迄する等支部により年齢の制限を異にせり。修養の方法は夜學會及夜演會の二し村青年會は其の大綱を總攬するに止まり施設事業等は支部の自治に任せり。而して各支部通有の事業は夜學期にして農閑期を利用し講堂に於て之を開き小學校教員、神職僧侶等教授に任じ又聯合を以て展覽會、講演會等を行ふ事あり其の他重なるものを舉ぐれば會誌發行、善行者表彰、貯金、觀賞植物栽培、實習地共同作業、相撲、遠足、揭示教育、敬老會の賀賀、圖書館の開設等

之れなり。又各支部共基本金を有し其の最多額なるは伏尾支部にして三百七十餘圓を有し最少額は新宅支部の五十餘圓なりとす。本會成立以來會員相砥厲し修養に力むるを以て逐次良好の成績を顯し毎年徴兵検査の

如き學力及び體格共良好の成績を示し常に他町村の上位に在るのみならず入營後に在りても成績良好にして其の八割以上は上等兵に進級するを常とし大正八年の如き在郷少尉にして中尉に昇任したるもの二名ありき。以て一班を知るに足るべく明治四十三年五月文部大臣より選奨せられ又明治四十四年以來郡青年會より優勝

旗を授けられたる事五回に及べり。現在會員百九十名にして役員は左の諸氏。

會長 澤田太兵衛、副會長 山本靜、幹事 (以下同じ) 山庄司正信、富永喜十郎、西島譽之進、渡嘉敷唯義、國司精相、城戸俊二、森寛、上野山五郎、山脇義空、松添菊三郎、三木洪岳

第 六 軍 事

帝國在郷軍人會細河分會は陸軍歩兵中尉正八位澤田多市郎氏を會長とし陸軍輜重兵中尉正八位今仲政雄氏を副會長とす。現在會員數は將校三名、下士三名、兵卒百四十六名、海軍下士二名、卒三名なり、本會の重なる事業左の如し。

命令通牒示達照會等各周知せしむる爲め各班所要の場所に揭示板を設置す。新年紀元節天長節祝日其

大豆	小豆	豌豆	蠶豆	大豆角	菜種	胡麻	其他
五、七	二、九	九、二	一、七	一、三	四、九	二、一	
一、五	二、八	三、八	三、九	三、五	二、五	三、三	
一、四	二、六	三、八	三、九	三、五	二、五	三、三	
一、三	二、五	三、七	三、八	三、四	二、四	三、二	
一、二	二、四	三、六	三、七	三、三	二、三	三、一	
一、一	二、三	三、五	三、六	三、二	二、二	三、〇	
一、〇	二、二	三、四	三、五	三、一	二、一	二、九	
〇、九	二、一	三、三	三、四	三、〇	二、〇	二、八	
〇、八	二、〇	三、二	三、三	二、九	一、九	二、七	
〇、七	一、九	三、一	三、二	二、八	一、八	二、六	
〇、六	一、八	三、〇	三、一	二、七	一、七	二、五	
〇、五	一、七	二、九	三、〇	二、六	一、六	二、四	
〇、四	一、六	二、八	二、九	二、五	一、五	二、三	
〇、三	一、五	二、七	二、八	二、四	一、四	二、二	
〇、二	一、四	二、六	二、七	二、三	一、三	二、一	
〇、一	一、三	二、五	二、六	二、二	一、二	二、〇	
〇、〇	一、二	二、四	二、五	二、一	一、一	一、九	
	一、一	二、三	二、四	二、〇	一、〇	一、八	
	一、〇	二、二	二、三	一、九	〇、九	一、七	
	〇、九	二、一	二、二	一、八	〇、八	一、六	
	〇、八	二、〇	二、一	一、七	〇、七	一、五	
	〇、七	一、九	二、〇	一、六	〇、六	一、四	
	〇、六	一、八	一、九	一、五	〇、五	一、三	
	〇、五	一、七	一、八	一、四	〇、四	一、二	
	〇、四	一、六	一、七	一、三	〇、三	一、一	
	〇、三	一、五	一、六	一、二	〇、二	一、〇	
	〇、二	一、四	一、五	一、一	〇、一	〇、九	
	〇、一	一、三	一、四	一、〇	〇、〇	〇、八	
		一、二	一、三	〇、九		〇、七	
		一、一	一、二	〇、八		〇、六	
		一、〇	一、一	〇、七		〇、五	
		〇、九	一、〇	〇、六		〇、四	
		〇、八	〇、九	〇、五		〇、三	
		〇、七	〇、八	〇、四		〇、二	
		〇、六	〇、七	〇、三		〇、一	
		〇、五	〇、六	〇、二		〇、〇	
		〇、四	〇、五	〇、一			
		〇、三	〇、四	〇、〇			
		〇、二	〇、三				
		〇、一	〇、二				
			〇、一				

枇 杷	柿	栗	梅 其 他	蕪 麥 稗 其 他	
數 量	一、〇五、〇〇〇	九、八三、〇〇〇	二、四七、〇〇〇	一、八四、〇〇〇	五、七四、〇〇〇
價 格	五、七五、〇〇〇	四、九五、〇〇〇	一、七三、九〇〇	九、三二、〇〇〇	四、九四、〇〇〇
實 二 付	五、五〇、〇〇〇	五、五〇、〇〇〇	七、五〇、〇〇〇	五、五〇、〇〇〇	二、二〇、〇〇〇

雞產其他		雞產其他		雞產其他	
計	其他	計	其他	計	其他
三、一六、五	八〇〇、〇	一、〇三三、二	一、三五五、三	七、〇六七、〇〇〇	四九二、〇〇〇
價 格		價 格		價 格	
數 量		數 量		數 量	

大根	午勞	胡蘆	馬鈴薯	葱	胡瓜	南瓜	西瓜
一九七二	二六〇〇	三八〇〇	四四六〇	三〇四七	三五六〇	一九〇〇	四七〇〇
五五一	八五	二九〇八	二四〇四	三六九六	三五〇〇	一四七	一四七
二六	六六	六六	二七	一六〇	一六〇	三四	三四

數量	價	格	單價
六三、四、〇〇	一、三八	四〇	三、二〇
四三、〇〇	一、七五	九二	二〇
四九、〇〇	一、四九	一〇	二八
四〇、三、〇〇	一、八〇	三五	三三
二、七九、〇〇	八、四一	七〇	四〇
二、七九、〇〇	九四	一〇	三三
一、八、四二、八六			三三

計其 他	堆肥	尿畜	計石 材	磨砂	價 格
四、三二、六	二、七〇、四〇	一、四六、六	二、八〇、二〇	六、九〇、〇〇	

生產額

數	量	價	格	單價
二八六五	五	三三八三	五	四
二七五	五	五八五三	二	四
二六三	五	四九六〇	〇	四
二〇〇六	西	九二七	三	四

數量	價	格	單價
二五	一八	五	二
四三	一六	四	二
七二	一四	三	二
七	一	二	二

の他の場合には於て遙拜式及び勸諭勸語の捧讀式を行ひ陸海軍紀念日には祝典を行ふ。毎年概ね五月十日頃に於て戦病死者及び公務に起因する死亡者の祭典を行ひ尙其の墓碑の永久保存の觀念を深からしむ。戦病死者等の遺族優遇、在營者及び應召員を慰問し又は家族遺族を必要に應じて救助若くは助力す入退營者の送迎及び神前報告祭。軍隊行軍或ひは宿泊に際しての轉旋軍事講演會等其他。

第七 産 業

農産物の主なるものは觀賞植物及び苗木にして栽培面積七十町歩を出で正に耕地の五割を占め産額十七萬圓を産す。これを米の産額一千石餘此價格九萬餘圓麥五百九十餘石此價格一萬餘圓なるに比し如何に斯業が本村産業上重要な位置に在るかを見るに足るべし。大正五年六月營業上の弊害弊正栽培法の改良販路擴張等斯業の進歩發達を圖るの目的を以て細河園藝業組合を組織し規約を定め共同して經營あり。

第七 產業

一覽表を印刷せる納税袋を配付して納期の豫告を令書の散失に供へたる等の施設を爲し極力其勵行を促せるの結果近時大に面目を改め納期内完納歩合九割八七の成績を示すに至れり。國稅納額九千九百八十四圓三十三錢、府稅納額五千四百六十二圓七十錢にして村稅率の重なるものは地租附加稅中宅地租一圓に付廿八錢其地租一圓に付六十六錢、府國稅營業稅附加稅一圓に付四十七錢、府稅戶數附加稅府稅一圓に付九圓七十錢、府稅營業稅附加稅同種附加稅各府稅一圓に付一圓なり。村稅賦課標準等級は特別一等より廿五等に至り十四等を以て均一額とす。

●基本財産 明治三十五年蓄積條例を制定し相當財源を求めて年々實行積立て來りしが、四十一年以來小學校の増築再、參に及び其の都度積戻しの條件を付して村費に繰入れ費消するの止むなきに至り同時に負債の償還を了する迄蓄積停止の議決を爲したり。其の後大正八年四月報德會員等之れを聞き基た遺憾を相謀りて細河村基本財産造成義會なるものを組織して各自冠婚葬祭の贅費を節約し之れを村に寄附するの計畫を立てたり。是れに依れば其節約費年々百圓にして百箇年間に總額五十萬圓を造成せんとするにあり。現に之れを實行し其額既に二百餘圓外に山林七畝七畝歩此の時價一千餘圓を算するに至れり。

●部落有財産 宅地二百八十六坪、田六畝二畝三步、畑五畝二十四歩、山林二十二畝六畝六畝歩、溜池二丁

九反二畝十九歩

第十一 社 寺

●神社 從來各大字に神社ありて七社を存せしが、明治三十九年より翌年に互り合併を行ひて二社と爲し何れも村社にして神饌幣帛料指定神社たり、細川神社は大字吉田に在り、境内百八十二坪老樹鬱蒼として風致に富む、神殿拜殿水屋鳥居等備はり大正六年六月遷拜所を設け事務社兼田村仙之助氏にして基本財産四千七百圓を有す、天満神宮は大字木部に在り、境内七百十坪、神殿拜殿社務所水屋鳥居等備はり境内末社六神あり基本財産五千八百圓を有す、氏子八名を一組とし交代を以て毎日神饌を獻する等敬神の思想一般に厚きを見る。

●寺院 寺院の所在地及び各寺住職は左記の諸師なり。
伏尾久安寺兼善慶寺住職國司高相、中川原松雲寺住職藤見々成、中川原專行寺住職山田正順、東川東禪庵住職高橋良之、古江如來寺住職澤徹外、吉田陽松庵住職天岡芳仙、無二庵住職野道雲洞、木部超傳寺住職三木洪岳、東山丹形寺住職山脇義空、木部永興庵住職清水北氣、大字伏尾に在りて眞言宗に屬する中本寺なり、神龜二年行基菩薩地主神寺院中最も有名なるは久安寺なり。

の靈託に依り此の神地(今の伏尾東山吉田地域)を開き聖武天皇の勅を奉じて内院(現在地域) 外院(宇尾神殿等地域)興院(舊長尾山慈恩寺) 數百坊を創立したる古刹にして最初大澤山安養院と總稱し法相宗なりしも天長五年弘法大師の中興に依り眞言密教を宣傳し細郷總本寺又細川神社別當寺として郷村信仰の中心寺院たりき。蓋し細郷開拓の因縁淺からざるを以てなり。後保延六年回祿に罹り久安元年賢實上人近衛天皇の勅を奉じて舊内院境域へ一大堂塔と數十の坊舎を再建し更に久安寺と命名の勅額下賜あり、新寺域を不死王(勅願に依り天皇の御難産を免れ給ひしに因りて名づく後伏尾と改む) 村と稱へ門下細郷(現今の細河村)を賜ひて寺領とし鎮護國家の勅願所と定められたる靈域にて文和二年池田町十分の一を寺領に寄附せられ又寺門盛大を極めしも文祿年間朝鮮征伐軍資として恩賜の寺領を豐臣氏の所管に轉じたる後大に變遷明治維新に際して終に一山一寺とすに至れり。本尊は觀世音菩薩にして寺實中國實に編入されし物影からず、安莊華麗なる樓門は久安元年の古建築後有名なる巨匠左甚五郎の修繕物なるを以て明治三十六年政府特別保護建造物に指定されたり。境内は豐公の賞院を以て名ある安溪の中央に位し四時の景に當める勝地なり。又東隣の善慶寺は眞言宗に屬し總本山教王護國寺の眞末寺にして一時大阪浦江聖天寺境内に在りしを明治四十一年此地へ移したるものなり。本尊不動明王は武埴命の靈體にして武運加護の威得甚だ高し、其別殿には地主神珍壽天

王の尊像を安置し明治四十四年更に旨許を得て舊神宮院靈蹟を寺域に編入して善慶神宮寺と稱へ皇祖大神の靈位を奉祀し多年繁茂の大靈木 自ら崇敬の念を起さしむる清淨の舊蹟地たり。